

平成23年9月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景

平成23年(ハ)第264号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年9月8日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

株式会社ライフ訴訟承継人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、92万0713円及びうち81万0181円に対する平成23年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、平成23年7月1日被告が吸収合併した株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）と原告との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、ライフは民法704条にいう悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。
- 2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実、当事者間に争いのない事実、末尾括弧

内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- ① ライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であったものであり、原告はその顧客であったものである（弁論の全趣旨）。
 - ② 原告とライフとの間には、ライフを貸主、原告を借主とする金銭消費貸借基本契約に基づいて、平成11年1月20日から平成20年12月15日に至るまでの第1取引（プレイカードによる取引）と、平成10年9月18日から平成20年10月24日に至るまでの第2取引（マルキウカードによる取引）があり、その各取引の内容は、別紙計算書1、2の各「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲1）。
 - ③ 被告は、平成23年7月1日ライフを吸収合併した（顕著な事実）。
3. 被告の主張（悪意の受益者に該当しないとの主張）

被告が吸収合併したライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項、18条1項所定の各要件を満たす書面を交付する態勢を常に整備した上で、これらの書面を顧客に交付していると認識しており、また、同法17条1項、18条1項所定の書面の不備を理由に行政処分等を受けたことがなかったこと等から、本件各取引においても、利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、ライフは、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 被告の主張について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているが、このような法の趣旨からすると、貸金

業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、ライフが利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて、本件各取引に関して主張立証をしていないから、ライフは民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、被告は、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3のとおり主張しているものの、本件各取引に関して具体的な主張立証をしていないから、本件各取引について上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、ライフは、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するといえるべきであるから、被告の主張は採用できない。

2 結論

以上を前提に、本件各取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書1、2のとおりとなり、平成23年2月24日現在で、過払金が合計81万0181円（44万9539円＋36万0642円）、過払金利息が合計11万0532円（6万0602円＋4万9930円）であって、過払金及びその利息は、原告の請求額に一致する。そうすると、原告の請求はすべて理由がある。

なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないのでこれを付さない。

よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成23年9月26日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤

義景

